一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年2月2日	有限会社トランスポート小田（法人番号3310002019772）代表者小田大基 長崎県松浦市今福町東免1737-3	本社営業所 長崎県松浦市今福町東免1737-3	輸送施設の使用停止（30日車）、文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年9月17日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	3点	3点
令和3年2月2日	新運輸株式会社（法人番号6290001052601） 代表者中島弘恵 福岡県大川市大字鬼古賀189-1	本社営業所 福岡県大川市大字鬼古賀189-1	輸送施設の使用停止（70日車）、文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年11月13日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行指示書に係る（作成、指示、携行）義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(10)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	7点	7点

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年2月16日	株式会社NAO（法人番号4290001057461） 代表者中野菜穂 福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿310-1	本社営業所 福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿310-1	輸送施設の使用停止（10日車）、文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年11月10日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	1点	1点
令和3年2月16日	中村産業輸送株式会社（法人番号7290801016432） 代表者中村優 福岡県田川市大字弓削田86-1	大牟田営業所 福岡県大牟田市四山町84-6	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年11月26日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	0点	0点

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年2月25日	株式会社ヤマケン(法人番号7290001039655) 代表者山野学 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2922	本社営業所 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2922	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年10月16日、監査実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(13)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6点	6点
令和3年2月25日	有限会社東長崎運送(法人番号3310002004519) 代表者飯田茂 長崎県長崎市平間町598-2	本社営業所 長崎県長崎市平間町598-2	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第11条、法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年10月20日、監査実施。14件の違反が認められた。(1)(2)事業計画(自動車車庫・休憩睡眠施設)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(3)運送約款の掲示違反(法第11条)、(4)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)。(7)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(13)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(14)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6点	6点

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和3年2月25日	株式会社平誠重機運輸(法人番号7340001019115) 代表者山﨑誠 鹿児島県鹿児島市田上台1-37-2	本社営業所 鹿児島県鹿児島市田上台1-37-2	輸送施設の使用停止(45日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第60条第1項、道路運送車両法第48条	令和2年10月21日、監査実施。14件の違反が認められた。(1)(2)事業計画(自動車車庫・配置車両数)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第48条)、(4)(5)点呼の実施義務違反等(安全規則第7条)、(6)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録保存義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(9)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(13)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(14)報告義務違反(法第60条第1項)	5点	5点
令和3年2月25日	株式会社博運社(法人番号4290001015766) 代表者眞鍋和弘 福岡県福岡市博多区吉塚5-5-32	篠栗センター 福岡県糟屋郡篠栗町中央1-8-1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年12月14日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	0点	0点